

福岡県公報

平成三十年五月十一日
第三千九百九十号
増刊
①

目次

規則(第二十二号)

○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) …………… 一

告示

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年五月十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十二号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和四十年福岡県規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第十一号中「戸籍謄本又は戸籍抄本」を「戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(クリーニング試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本又は戸籍抄本)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、なお、当分の間、これを使用することができる。